令和5年度椎葉村ネットワーク強靭化更新業務

調達仕様書

令和5年9月

[**第1章　業務名称** 1](#_Toc132024773)

[**第2章　本案件の概要** 1](#_Toc132024774)

[**2.1　目的** 1](#_Toc132024775)

[**2.2　基本方針** 1](#_Toc132024776)

[**2.3　適用範囲** 1](#_Toc132024777)

[**2.4　品名及び数量** 1](#_Toc132024778)

[**2.5　納入期限、借入期間** 1](#_Toc132024779)

[**2.6　納入場所** 2](#_Toc132024780)

[**2.7　納入検査** 2](#_Toc132024781)

[**2.8　成果物** 2](#_Toc132024782)

[**2.9　搬入・設置** 3](#_Toc132024783)

[第3章　情報システムの要件 3](#_Toc132024784)

[**3.1　基本要件** 3](#_Toc132024785)

[**3.2　ネットワーク構成要件** 4](#_Toc132024786)

[**3.3　インターネット接続環境要件** 6](#_Toc132024787)

[**3.4　メール振り分け** 6](#_Toc132024788)

[**3.5　メール無害化** 6](#_Toc132024789)

[**3.6　ファイル交換・ファイル無害化要件** 6](#_Toc132024790)

[**3.7　個人番号利用事務系接続環境要件** 7](#_Toc132024791)

[**3.8　LGWAN系ノート型端末新規調達** 7](#_Toc132024792)

[**3.9　一般事項** 8](#_Toc132024793)

[**3.10　非機能要求グレード** 9](#_Toc132024794)

[**3.11　規模要件** 9](#_Toc132024795)

[第4章　保守要件 10](#_Toc132024797)

[**4.1　基本要件** 10](#_Toc132024798)

[**4.2　問合せ受付窓口対応** 10](#_Toc132024799)

[**4.3　システム保守対応** 11](#_Toc132024800)

[**4.4　ハードウェア保守対応** 11](#_Toc132024801)

[**4.5　ソフトウェア保守対応** 11](#_Toc132024802)

[第5章　役務作業要件 12](#_Toc132024803)

[**5.1　作業体制の条件** 12](#_Toc132024804)

[**5.2　基本要件** 12](#_Toc132024805)

[**5.3　設計・構築** 14](#_Toc132024806)

[**5.4　借入期間終了後の機器所有権** 14](#_Toc132024807)

[第６章　その他 15](#_Toc132024808)

[**6.1　関連文書** 15](#_Toc132024809)

**第1章　業務名称**

令和5年度椎葉村ネットワーク強靭化更新事業

**第2章　本案件の概要**

**2.1　目的**

本村では平成27年12月25日付総行情第77号総務大臣通知（「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」）に基づいて、平成28年度より3層分離構造の庁内ネットワークを運用してきた。

今回、機器の更新時期が到来していることに加え、総務省の提示する「新たな自治体セキュリティ対策」や「自治体DX推進計画」を鑑み、ネットワークを一体的に見直し、効率性・生産性の向上、及びセキュリティの強化を図ることを目的とし庁内ネットワークの再構築を図る。

**2.2　基本方針**

令和5年度椎葉村ネットワーク強靭化更新事業の基本方針を以下に示す。

* 1. 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の準拠を基本とする。
	2. 三層分離モデルはαモデルとし、セキュリティを担保した上で可能な限りの利便性向上策、運用負荷低減策を導入し業務効率の向上を図る。
	3. 自治体DXを念頭に置き、職員・来庁者双方がメリットを享受できるネットワークの整備を図る。
	4. 災害及び障害発生時にも業務が継続できるネットワークの整備を図る。

**2.3　適用範囲**

本仕様書の適用範囲は、令和5年度椎葉村ネットワーク強靭化更新事業の賃貸借、設計、構築（ケーブル敷設、据付等）、動作検証、教育、各種調整及び保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

**2.4　品名及び数量**

令和5年度椎葉村ネットワーク強靭化更新事業　一式

**2.5　納入期限、借入期間**

1. 納入期限：令和6年3月18日（月）

受注者は、本調達機器等の搬入・設置、本システムの設計・構築・インストール及び環境設定・動作検証・教育・研修等を納入期限までに完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できること。なお、納入期限については、選定事業者との協議により決定するが、令和5年度内の稼働を必須

とする。

1. 借入期間：令和6年4月1日　～　令和11年3月31日

借入期間については、納入月の翌月から60ヶ月とする。

**2.6　納入場所**

本調達機器等については、主に以下の設置場所に納入するものとし、詳細については本村と協議の上、作業を実施すること。

表．納入場所一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 拠点名 | 住所 |
| 1 | 椎葉村役場本庁及び保健センター | 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762-1 |
| 2 | 椎葉村国民健康保険病院 | 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1747-5 |
| 3 | 椎葉村交流拠点施設「かてりえ」 | 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1829-70 |

**2.7　納入検査**

本調達機器等の納入完了後に本村による納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を本村が指定した日時までに納入すること。

**2.8　成果物**

受注者は以下のドキュメントを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で提出すること。なお、本村の職員が使用するLGWAN接続系PC（以下「職員用PC」という）で読み取り可能な形式で提出すること。

1. 作業実施計画書
2. 本事業の実施に当たり、業務全体の管理について、工程表や作業体制等を明記した作業実施計画書を契約締結後10日以内（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に提出し、本村の承諾を得ること。
3. 工程や作業体制に変更が生じた場合は、本村と協議の上、実施することとし、新規作業実施計画書をその都度提出すること。
4. 構成図

ハードウェア構成図、納入機器一覧、その他本村の指示する資料を提出すること。なお、本資料は、契約締結後30日以内（休日を除く。）に提出し本村の承諾を得ること。

1. 設計書

提案書や各種計画に基づき、本システムに係る設計資料を提出すること。

1. 導入計画書

構築の実施内容や導入手順書等の資料を提出すること。

1. 試験計画書

総合試験実施前までに、試験の実施スケジュール、実施内容、他関連システムの動作確認の手順及びスケジュール等、試験の実施要綱を作成し、本村の承諾を得ること。

1. 作業報告書

総合試験、構築作業等の作業報告書を提出すること。

1. 運用管理手順書
2. 本村情報システム担当者が日々のオペレーションや障害発生時に参照可能な手順書を作成すること。
3. 本村情報システム担当者がスキルを有することを前提とし、バックアップやパッチ適用等、最低限必要と考えられる項目に対して記述されていること。
4. 障害等発生時の一次切り分けの際に利用できる内容であること。
5. 故障したときの対応手順書（役割分担、連絡先等）を作成すること。
6. その他の成果物

その他、本村との協議の上、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

**2.9　搬入・設置**

1. 本調達機器等の搬入・設置及び既存機器（本事業で入替対象となる既存機器等のうち使用しないこととなる機器等を、本村の施設内より撤去・搬出すること。その際、各機器を接続している配線についても撤去する。）の引上げは、受注者の責任と負担において行うものとする。また、借入期間終了に伴う引き上げ等に際して本村及び他業者との調整が必要な場合、受注者に発生する費用（調整に係る工数等）については本調達の範囲内とすること。
2. 本調達機器等に付随するCD-ROM等の電子媒体については、当該機器の運用及び保守に必要なもののみ本村において保管し、それ以外は受注者において保管すること。
3. 搬入出のルート等を本村の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅帯なく行うこと。
4. 運用を円滑に行うため、借入開始日までに、職員及び情報システム担当者に対して教育・研修等を行うこと。
5. 撤去対象の既存機器の記憶媒体装置等については、物理的破壊若しくはデータ復元ソフトウェア等を用いて再度データを入手できないようにすること。

第3章　情報システムの要件

**3.1　基本要件**

1. 可用性を確保するために、直接的にユーザサービスに関わる機器は二重化構成とし、単一障害点が無い設計とすること。
2. 同一の種類の機器に関しては、機種及び型番・スペックを全て統一すること。
3. ソフトウェアはバージョンを統一すること。
4. サーバやスイッチ等の機器については、無停電電源装置（UPS）の導入や、PoEに対応したネットワーク機器等の導入を行い、瞬時電圧低下対策を図ること。
5. 導入する機器を構成するハードウェア及び実装されるソフトウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

**3.2　ネットワーク構成要件**

３層分離モデルはαモデルとし、分離イメージ、ネットワーク構成を**「別紙2\_次期情報システムネットワーク図」**に示す。

また、以下の要件を満たすネットワークを構成すること。

1. 現行構成
2. 現行構成を**「別紙3\_現行システム構成」**に示す。
3. 役場庁舎と出先庁舎との回線は、光回線により接続している。
4. 現行システムとは別に、公衆無線LANの機器及びLANケーブルが施設されているので留意すること。
5. 全体要件
6. 24時間365日安定稼働が可能な安全かつ安定したネットワークを構築し、更なるセキュリティの強化に対応した構成とすること。
7. 可用性を高める仕組みとして複数の機器・配線等による多重化を行い、障害発生時等に自動的に他の機器へ機能を振り返る冗長化構成とすること。
8. 問題箇所の効率的な切り分けと、障害等が発生している機器の速やかな特定が行えるよう、必要な情報を自動的に分析し提供する構成とすること。
9. 万が一発生したネットワーク障害の状況について、本村職員でも容易に把握でき、一時対処ができる構成とすること。
10. 定期的なバックアップ等により、機器のシステム設定やデータの復旧が可能な構成とすること。
11. 現行ネットワークと比較して運用が効率化され管理負担が軽減される構成とすること。
12. サーバ、コアスイッチは電算室に設置すること。
13. 異なるネットワーク間にファイアーウォールを設置すること。
14. 個人番号利用事務系

（ア）リモートPCアレイ方式にて、LGWAN接続系端末からリモート接続が可能な環境を構築す

ること。

　　（イ）既に導入しているSoliton社SmartOnを利用し、ログイン時には二要素認証でのログインを

実現すること。

　　（ウ）運用上、物理的にPCを残す必要がある場合は、本村と協議の上、対応すること。

1. LGWAN接続系
2. eLTAX・ぴったりサービス等、一部LGWAN-ASPと個人番号利用事務系システムとの特定通信を見込んでいることに留意すること。
3. 上記（ア）の特定通信を除き、原則、他のネットワークとの通信ができないよう隔離されたネットワークとすること。
4. 現行J-Alert等の外部接続についても支障のないように設定すること。
5. インターネット接続系
6. LGWAN接続系からのインターネットへの接続は、仮想ブラウザ方式での接続とする。
7. LGWAN接続系からのインターネットへの接続は、（新）宮崎県SCを経由する。
8. SDN(Software Defined Networking)
9. 既存の３層ネットワーク環境を１つの物理ネットワーク上に構成する仮想化を実現し、かつ仮想化されたネットワークを一元的に管理できるSDN環境を構築すること。
10. 機能要件を**「様式9\_機能要件適合表(シート：SDN機能)」**に示す。
11. 無線LAN

現在、各ネットワーク回線は有線により接続している。個人番号利用事務系の物理PC、プリンタ機器は、現行同様、フロアスイッチから各HUBを通して有線を各操作端末に接続する。LGWAN接続系とインターネット接続系の物理回線は、単一回線（LGWAN接続系）とし、LGWAN接続系を無線LANで構築する。

1. LANごとにSSIDを設けた上、SSIDは当該LANに割り当てられるVLANに紐づけされ、他のLANとの通信の混在は起きないようにすること。
2. 無線LANアクセスポイント（以下「無線AP」という。）の設定変更等を円滑に行う為、無線LANコントローラーによる集中管理機能を導入する。
3. 無線LANは、利用可能エリアを設定し、エリア内で常時安定的に接続できる環境を構築すること。
4. APの台数は、**「別紙4\_無線APプロット図」**を基本とするが、安定した接続環境及び将来の拡張性を考慮した台数を設置すること。
5. 無線APについては、各フロアの天井等へ設置すること。
6. 各階のフロアボックス内にフロアスイッチを設置し、各フロアの無線APまでのLAN配線作業も含むこと。
7. AP設置後、無線ネットワークが途切れる等の不安定な状態に陥った場合は、調査を行い、設定変更（チャネル変更、アクセスポイントの取替え、増設含む）を無線ネットワーク環境を安定するまで行うこと。
8. 無線LANではIEEE802.11b/g/n/ax（2.4GHz帯）及びIEEE802.11a/n/ac/ax（5GHz帯）を同時に利用できるものとする。ただし、電波干渉等の影響により通信速度の低下を考慮し、5GHz帯の利用を前提としたAPを配置すること。
9. プリンタ

有線によりフロアスイッチ各HUBを通じて接続する。

1. 無線対象拠点については、以下の通りとする。
2. 本庁舎
3. 総合保健センター
4. 機能要件を**「様式9\_機能要件適合表(シート：無線LAN)」**に示す。

**3.3　インターネット接続環境要件**

職員用PC（LGWAN接続系）からインターネットに接続するための接続環境を構築すること。

1. 接続方式は、仮想ブラウザ方式とする。
2. 遅延のないよう安定した接続環境を構築すること。
3. 機能要件は**「様式9\_機能要件適合表(シート：インターネット接続環境)」**のとおり。

**3.4　メール振り分け**

LGWAN接続系端末のメーラーのみでLGWAN接続系及びインターネット接続系のメール送受信が完結できる環境を構築すること。

1. メールを送信した際に、ドメイン等でインターネットメールとLGWANメールの自動振り分けを行うこと。
2. 現在、インターネット接続系のメーラはMicrosoft社：Outlookを利用しているが、本事業にてインターネット接続系を仮想ブラウザ方式にて利用する為、メーラをWEB上で利用できる環境を構築する必要がある。本事業内でWEB上で利用できるメーラを提案・新規導入することとする。

**3.5　メール無害化**

LGWAN系へ転送するメールについては、以下に示す既存システムを利用して無害化処理を行う。設定作業について既存保守ベンダーに委託するがその費用を本事業に含むこと。

1. 既存システム：デジタルアーツ社製「m-filter」の機能を利用する。

見積問い合わせ先

|  |  |
| --- | --- |
| 業者名 | 株式会社デンサン |
| 担当者 | 営業三部 |
| MAIL | thoshihara@densan-soft.co.jp |
| TEL/FAX | 0985-56-4106/0985-56-3981 |

**3.6　ファイル交換・ファイル無害化要件**

異なるネットワーク系統間でファイルの受け渡しおよび無害化を行う仕組みを構築すること。

1. 次のネットワーク間のファイル転送について、ファイルの無害化処理を行うシステムを構築すること。
2. インターネット接続系ネットワークからLGWAN接続系ネットワーク
3. LGWAN接続系ネットワークから個人番号利用事務系ネットワーク
4. 機能要件を**「様式9\_機能要件適合表(シート：ファイル交換・ファイル無害化)」**に示す。

**3.7　個人番号利用事務系接続環境要件**

職員用PC（LGWAN接続系）から個人番号利用事務系に接続するための接続環境を構築すること。

1. 端末台数：40台
2. 接続方式は、リモートPCアレイ方式とする。
3. 基幹系システムの設定は、既存保守ベンダーと協力して導入すること。また、その費用に関しては、本事業内に含むこととする。

保守ベンダーの問い合わせ先は、「3.5　メール無害化（1）」に記載の見積先と同じ。

1. 機能要件を**「様式9\_機能要件適合表(シート：個人番号利用事務系接続環境)」**に示す。

**3.8　LGWAN系ノート型端末新規調達**

LGWAN系ノート型端末の新規調達を本事業にて実施する。設定に関しては、OS・WindowsUpdate等の初期設定を実施すること。その他本事業外のLGWAN系システムの設定に関しては、既存保守ベンダーに委託するがその費用を本事業に含むこと。

1. 端末台数：110台

　　【端末仕様】

|  |  |
| --- | --- |
| OS | Windows10 Pro 64bit 以上 |
| CPU | Corei5以上 |
| メモリ | 8GB以上 |
| SSD | 256GB以上 |
| 液晶 | 15.6インチ |
| 有線/無線LAN | 内蔵 |
| WEBカメラ/スピーカー | 内蔵 |
| ポート | Type-A×3以上、HDMI出力端子×1 |
| Office | Home＆Business2021 |
| 保守 | 翌営業日以降オンサイト保守5年 |

1. 本事業外の設定は以下の通りとする。

・ドメイン参加

・財務会計システム

・人事給与システム

1. 保守ベンダーの問い合わせ先は、「3.5　メール無害化（1）」に記載の見積先と同じ。

（４）ウイルス対策ソフトは、端末既存のMicrosoft Defenderを利用する。

　（５）端末へプリンタドライバーのセットアップを実施すること。手順については、本村より提示

する。

　（６）グループウェアについては、既存使用のサイボウズ10を利用する。

　（７）以下についてもインストール及び設定作業を行うこととするが、ソフトウェアについては

　　　　本村が提供することとする。

　　　・桐10S

　　　・一太郎ビューア

　　　・DocuWorks Desk

**3.9　一般事項**

1. 調達機器等は、新品かつ最新モデルとする。
2. 本調達機器に搭載するソフトウェアのバージョン確定に当たっては本村と協議すること。また、バージョン確定後から納入完成期限までにバージョンアップのあることが確認された場合には、動作確認が済んでいるものに限り、本村の承諾を得た後、最新バージョンを導入するものとする。
3. 本調達に係る情報システムの構成における以下の脆弱性対策を実施すること。
4. 構築する情報システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
5. 脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
6. 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を納品時に本村に報告すること。
7. 本調達機器等及びその構成・配置については運用環境を考慮して、可能な限り最新の技術を採用すること。
8. 本調達機器等は可能な限り省スペース設計、省電力設計であること。
9. ハードウェア及びソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたものであること。
10. 納入期限までに発見された本調達機器等の不具合については、受注者の責任と負担で迅速に対応すること。
11. 各ハードウェアに搭載されるオペレーションシステム（以下「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、これを本村に報告し、本村と協議の上で納入期限までに修正モジュールの導入等適切な対策処理を施すこと。
12. 各サーバは、離席時に、不正操作から保護するための対策を講ずること。
13. 各種災害（地震等）対策等を十分に考慮し、安全かつ信頼性のあるシステムを構築すること。
14. 将来におけるハードウェア・ソフトウェアの増強・ネットワークの拡大・接続機器の増設及び拡張の為、互換性・移植性・接続性を確保でき柔軟に対応できるよう標準化が考慮されていること。
15. 本調達機器等は、機械的及び電気的に人体に危険がないものであること。
16. ネットワーク機器については、「電子政府システムのIPv6対応に向けたガイドライン（平成19年3月30日総務省）」に従い、IPv6に対応済み、若しくは、将来的にソフトウェアのバージョン等によりIPv6に対応できる機器を選定すること。また、その他の機器についても、可能な限りIPv6に対応できる機器を選定すること。
17. 本調達機器等は、特に定めないものは、日本工業規格（JIS）又はそれと同等の規格に適合する品質優良なものを使用すること。

**3.10　非機能要求グレード**

本調達に係る非機能要件について、**「別紙5\_非機能要求グレード適合表」**に示す。全項目の要求レベルを満たすことを条件とするが、費用対効果を考慮し調整することができる。

**3.11　規模要件**

別紙を参考に規模を見込み、見積及び作業スケジュールを見込むこと。

1. ネットワーク環境の規模

**「別紙3\_現行システム構成」**及び**「別紙1\_椎葉村組織一覧」**を参考に見込むこと。

1. ユーザ・端末の規模

**「別紙1\_椎葉村組織一覧」**及び以下の現行端末数を参考に規模を見込むこと。

表．現行端末数

|  |  |
| --- | --- |
| 接続系統 | 端末数 |
| 個人番号利用事務系 | 54 |
| LGWAN接続系 | 99 |
| インターネット接続系 | 96 |
| 合計 | 249 |

第4章　保守要件

**4.1　基本要件**

1. 受注者は、下記に示す条件を満たす保守体制を用意すること。なお、保守対応とは、問合せ受付窓口対応、ハードウェア保守対応、ソフトウェア保守対応の総称を示すものとする。

図　保守体制

＜椎葉村、保守業者＞

障害通知、一時切り分け、ログ採取、

問合せ、各種保守対応依頼など

＜受注者＞

問合せ受付窓口、システム保守

ハードウェア保守、ソフトウェア保守

＜各ハードウェア及びソフトウェアメーカ等＞

ハードウェア保守支援、ソフトウェア保守支援

障害通知

対応依頼

臨時・緊急

対応依頼

状況連絡

保守対応

各種やりとり

臨時・緊急

対応

オンサイト保守対応

臨時・緊急対応

対処方法回答修理対応

対応方法問合せ修理依頼

1. 保守期間は、賃貸借期間が終了するまでとする。なお、保守期間中にハードウェア及びソフトウェアのサポート期間が終了しないこと。
2. 障害発生時には、本村及び障害に関連する本村の他の現行システム保守業者（以下「保守業者」という。）と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
3. 調達機器について、技術的サポートを行うこと。また、今後の運用中に調達機器と他の機器との接続及び別途調達した本ソフトウェアを本村がインストールするような場合、本村と密接に連絡がとれる体制にあり、連絡があった場合は支援すること。
4. 保守対応は日本語で実施すること。

**4.2　問合せ受付窓口対応**

1. 受注者は、本村からの本システムに関する問合せや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問合せ受付窓口を設けること。
2. 問合せ受付時間は、休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする。ただし、本村が緊急かつ業務に支障をきたすと判断した場合は、この限りではない。
3. 受け付けた問合せをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで、対応を継続すること。
4. 障害について対応したときは、障害報告書を作成し、本村に報告すること。
5. 受付時間内は、電話によるサポートを随時行うこと。

**4.3　システム保守対応**

1. 重大障害発生時や切り分け困難時等、本調達で納品されたハードウェア及びソフトウェアの各製造元（メーカ）が単独では解決できない事象発生を想定し、受注者において、ハードウェア・ソフトウェアで構成されるシステム全体の保守を実施すること。
2. 受注者は、対応依頼を受け付けた障害を解消するため、適切かつ迅速な対応を行うこと。
3. システム保守対応の対応時間は、問合せ受付窓口対応の受付時間に準ずる。ただし、対象製品の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合に本村から要請した場合は、この限りではない。
4. 発生した障害に対して解析を行い、原因を究明し、再発防止策を検討すること。
5. 本調達内容に関する、本村からの問合せ、相談に応じること。

**4.4　ハードウェア保守対応**

1. 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の負担により常時正常な稼働を保証すること。
2. 本調達機器の保守に関して、メーカ等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。なお、各ハードウェアの保守サービスレベルについては、原則オンサイト保守対応とするが、代替機器を準備してのセンドバック保守対応も可能とする。
3. 保守期間内におけるUPSの交換用部材（バッテリー含む。）について、対応すること。
4. 調達機器に障害が発生した場合、（２）の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、原則１営業日以内に技術者を派遣し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、賃貸借及び保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
5. ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、本村と協議の上、設定内容の再投入等、設定作業を行うこと。
6. 修理対応後、障害箇所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
7. 保守期間中、ハードウェアに対する修正フォームウェアの適用要否に関する情報を提供すること。

**4.5　ソフトウェア保守対応**

受注者は、ソフトウェア（OS含む）に関する問合せ、セキュリティ情報等の提供、障害発生時における解決支援に対応すること。

1. 納入したソフトウェアに対する修正パッチ及び修正モジュールがメーカより提供された場合、本村からのこれらの適用要否の問合せに対しては対応を行うこと。
2. サーバの修正パッチ及び修正モジュールの適用については、受注者にて実施するものとする。なお、適用中に不測の事態が発生した場合には、本村に遅滞なく報告すること。また、適用する時間帯は、「本調達仕様書4.3（3）」に関わらず、本村ネットワークのサービス停止が避けられない場合は、平日勤務時間外、土日及び休日を作業実施日として検討し、本村の承諾を得ること。

第5章　役務作業要件

**5.1　作業体制の条件**

1. 本調達の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
2. プロジェクト体制表の作成に当たっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。
3. プロジェクトマネージャを選任し、プロジェクトマネージャが本事業の責任者とすること。
4. 原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を提示し、本村の承諾を得ること。
5. 本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、本村から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

**5.2　基本要件**

1. 受注者は、契約後、直ちに作業実施計画書（全体工程表、作業体制表等を含む）を提出すること。なお、作成に当たっては本村と十分に協議の上、承諾を得ること。
2. 本システムの運用開始日は、2024年（令和6年）2月1日とする。本仕様書で要求する全機能について、本村が指定する設定を完了させ、運用開始日から利用できること。運用開始日になっても利用できない場合は、代替機能を受注者の負担で提供すること。
3. 本システムの構築環境（作業場所、電源設備等）は、受注者の負担、責任において用意すること。
4. 本システムの導入に伴って別途機器等が必要な場合は、受注者が負担すること。
5. 本システムを本村ネットワークに接続する際は、本村の指示する方法で行うものとし、必要なUTPケーブルは、受注者が準備すること。なお、UTPケーブルはカテゴリ6以上のケーブルとすること。
6. 受注者は施行に当たり、法令に定められた手続きが必要な場合、関係各所に対し必要な手続きを行うこと。また、手続き完了後は本村に報告すること。
7. 工事が発生する又は導入機器及び必要な資材の搬入を行う場合は、その1週間前までに詳細な施行及び作業内容、範囲、作業者名、スケジュール及び使用車両を本村に報告し、承諾を得ること。また、本村が行うべき作業がある場合には、これを明示すること。
8. 納入物品は全て必要な環境構築及び設定がされていること。
9. 受注者は、本調達機器等の事前稼働検証、搬入・設置、各種ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認、教育、研修、機器等の撤去・搬出等を行うに当たり、当該各作業の実施前に本村との調整の十分な時間的余裕をもって、各作業の実施等に関する工程表を作成し、本村と打ち合わせを行うこと。本作業の実施に当たって、既存本番システム・業務に影響を与えないこと。また、切替に当たって、本村職員の負担を軽減する方策を検討すること。
10. 本仕様書に明記されていない事項であっても、本システムが正常稼働するため必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。本仕様書に基づく作業を実施するに当たり、保守業者の協力を得る場合は、本村及び保守業者と協議し、受注者の責任と負担において実施すること。
11. プロジェクトマネージャは業務の進捗状況全体を把握し、本村に対して内容及び結果を本村の指定する頻度で定期的に報告すること。また、本村からの業務等に対する問合せに対し、プロジェクトマネージャは速やかに対応するとともに、各工程の終了時においては、作業結果について本村の承諾を得ること。
12. 本村から受注者に対する指示、協議申し出は、全てプロジェクトマネージャを通じて行うものとする。
13. 本調達におけるシステム構築作業により、本調達外の稼働中の機器及びシステムに影響を与えた場合は、受注者の責任と負担において対処すること。特に、保守業者に対して、本作業に起因して発生した作業を依頼する場合は、本村及び各業者と協議し、受注者が費用を負担すること。
14. 本システム導入に当たり「行政機関の休日に関する法律」に定める休日を利用する等、極力本村職員の業務が停止しないよう実施すること。
15. 本システム導入に当たり本村ネットワークのサービス停止が避けられない場合は平日勤務時間外、土日及び休日を作業実施日として検討し、本村の承諾を得ること。
16. 本システム導入に当たって、既存環境に設定、ツール等のインストールが必要となる際には、本村及び保守業者に設計等の情報を開示するとともに、本村からの指示に従うこと。
17. 調達するソフトウェアは、原則日本語版であること。ただし、ソフトウェア自体ユーザ・インターフェイスが英語であったとしても、マニュアル等が日本語であり、実際に利用するユーザが利用において支障をきすことがないと本村が判断した場合は、この限りではない。
18. 本調達機器等については、仕様を満たす増設機器（メモリ及びハードディスク等）を全て本調達機器等に取り付けた形で正常動作の確認を行った後に納入すること。
19. 本調達機器等については、各々の納入場所における調整を行い、正常に動作することを確認すること。また、導入した本システムが本村ネットワークやLGWAN回線と連携して動作し、本村職員が使用している既存システムやアプリケーションが問題なく動作することを確認すること。なお、本村ネットワークやLGWAN回線等、本業務を遂行するに当たり必要な詳細設定情報については、本業務の契約締結後に本村より提示する。
20. 受注者は、マルチベンダ構成により調達を行う場合、納入及び運用を確実に実現するため、関係する業者間で十分な合意を得るとともに、その実施のための体制を整備し、本村に報告すること。
21. 保守業者間の各種調整等については、受注者の責任と負担のもとに実施することとし、本システム導入に当たり、その調整等による不都合、負荷等が発生しないようにすること。

**5.3　設計・構築**

本調達に伴い、以下の作業を含むシステム設計・構築を受注者の責任と負担において実施すること。

1. 本調達に係る本システムが、円滑かつ迅速に導入され、かつ運用されるよう設計を行うこと。
2. また、各設計にて作成したドキュメントは、本村へ納品すること。
3. その他、設計に基づき、本システムの構築を行うこと。
4. 本調達に係る本システムにて調達した機器の組立・調整を実施すること。
5. 本村の指示する場所に搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、本村の指示に従って移設等を行うこと。
6. 調達した機器を本村ネットワークに接続するためのLANケーブル等の敷設を実施すること。調達した機器は、職員と合意したネットワーク以外の接続を行わないこと。
7. 本村ネットワークのネットワーク機器、サーバ及びアプライアンスに適正な設定・構築を行うこと。
8. 既存機器の設定変更が必要となる際、本村及び保守業者との各種調整や協議等を受注者の責任と負担において行うこと。
9. 本村ネットワークの安定した稼働及び業務の継続に影響を与えることがないよう、安全で確実な導入計画を策定すること。
10. 本村と協議の上、導入計画書を作成し、承諾を得ること。
11. 導入準備、導入作業及び検証の手順等を示した導入手順書を作成すること。導入作業の手順には、各作業が正しく行われていることの確認を含めること。
12. 上記導入手順書を基に本システムの導入作業を実施すること。
13. 本村の承諾した日時を除き、本村ネットワーク等の全サービスを停止することなく、導入作業を行うこと。
14. 本作業により、稼働中の本村ネットワーク等に影響を与えた場合は、受注者の責任と負担において対処すること。特に、保守業者に対して、本作業に起因して発生した作業を依頼する場合は、協議を行い、原則として受注者が費用を負担すること。
15. 導入の際に、本村ネットワークに連携する各システム等に影響を及ぼす場合は、事前に本村に連絡すること。
16. 導入のために機器等の追加が必要な場合は、受注者の負担において準備し、作業終了後に撤去すること。

**5.4　借入期間終了後の機器所有権**

1. 賃貸借期間満了後、物件のうちプログラムを除く部分の所有権を無償で譲渡するものとする。
2. ソフトウェアについては、本村と受注者との間で解決することとする。
3. 地方税法第38条第2項第1号により、固定資産税は非課税とする。

第６章　その他

**6.1　関連文書**

本事業における提案書作成に当たり、本調達仕様書の他、以下の別紙を参照すること。

別紙1\_椎葉村組織一覧

別紙2\_次期情報システムネットワーク図

別紙3\_現行システム構成

別紙4\_無線APプロット図

別紙5\_非機能要求グレード適合表